

その他（原子力に係る費用）

- 原子力に係る費用（制度的に託送料金原価に算入することが担保されている使用済燃料再処理等既発電費（※）に係るものを除く。）については、託送料金原価への算入を認めない

（※）使用済燃料再処理等既発電費は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」第3条第1項の規定に基づく使用済燃料の再処理等の費用に充てるため積立てが義務づけられている費用（積立期間：平成17年度から平成31年度までの15年間）であって、算定省令第4条第2項の規定に基づき託送料金原価に算入することとなっているもの。

【制度変更等に係る検討の結果】

全10社について、託送料金原価において、一般管理費に整理される個別件名のうち、専ら原子力に係る費用（制度的に託送料金原価に算入することが担保されている使用済燃料再処理等既発電費に係るものを除く。）と認められるものについては、原子力発電費に直課し得るものであることから、託送料金原価への算入を認めない。

3. 原価に算入されている根拠について

電源開発促進税について

- 電源開発促進税は、電気の安定供給を実現していくための諸対策（電源立地の促進及び電源の多様化）に充てられるものであり、公益的課題に対応するためのコストとして、電気の全需要家が公平に負担するもの
- このため、発電・送配電・小売のライセンス制を導入した平成26年の電気事業法改革法第3弾において、納税義務者を一般送配電事業者とし、託送料金を通じて課税することとされた

◇電源開発促進税法（昭和49年法律第79号）

第1条 原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置（中略）並びにこれらの発電施設による電気の供給の円滑化を図る等のための措置に要する費用に充てるため・・・電源開発促進税を課する。

第3条 一般送配電事業者は、その販売電気につき、電源開発促進税を納める義務がある。

◇電気事業審議会基本政策部会報告「基本答申」（平成11年1月21日）

「(4) 制度設計に当たっては、ユニバーサルサービスの達成、供給信頼度の維持、原子力利用の推進等エネルギーセキュリティ・環境保全の観点からの適切な電源構成の確保などの公益的課題と両立することを前提として、必要な制度的対応を講ずる。その際、このために必要な負担はすべての需要家が公平に負うことを原則とする。」

使用済燃料再処理等既発電費について

- 使用済燃料再処理等既発電費※については、平成17年、再処理積立金法に基づき、原子力発電に伴って発生する使用済燃料の再処理に必要な資金の積立金制度が創設された際、託送料金の仕組みを利用して回収することとされた。

※ 制度創設前に行われた発電に係る再処理費用の一部。合理的な見積もりができず、それまでは料金原価に含まれていなかった。

◇総合資源エネルギー調査会電気事業分科会 中間報告

「バックエンド事業に対する制度・措置の在り方について」（平成16年8月30日）

「既発電分の取扱いについては、総括原価制度の下では、費用の見積もりができない費用（については、政府として料金原価に含めることを認めなかったことから、電気事業者において費用計上を行うことができなかったことは事実である。このことに鑑みれば、既発電分を無視して、今後発生する使用済み燃料の処理にかかるバックエンド費用のみを積み立てる制度とすることは適切ではなく、既発電分についても積み立てることができる仕組みを用意することが適当である。

その積立費用を誰が負担すべきかについては、（中略）一般電気事業者の需要家のみならず、自由化後に特定規模電気事業者から供給を受けることとなった需要家も含めた形で、電気料金として回収することが妥当である。」

4. 保留原価について

保留原価の項目と配分方法（1 / 2）

- 託送供給等約款料金算定規則（※1）第14条～22条に掲げる各費用は、送電、配電等の7部門には配分されず、以下の方法で需要種別に配分される。

保留原価の費目等 ()内は該当条項	固定費・可変費・需要家費への整理		需要種別配分		
	整理区分	整理方法	配分基準	配分先	
電源開発促進税(14)	可変費	全額可変費	販売電力量比	特別高圧 高圧 低圧	
使用済燃料再処理等既発電費(15)	可変費		発電電力量比		
託送収益(16)	固・可・需	事業者設定基準 (原価比等※2)	固 2 : 1 : 1 可 発電電力量比 需 口数比		
事業者間精算収益(16)	固・可・需				
電灯料・電力料(離島 非NW分)(16)	固・可・需				
振替損失調整額(17)	可変費	全額可変費	発電電力量比		
一般販売費(18)※3	固・可・需	原価比	原価比		
追加事業報酬(20)	固・可・需	電気事業報酬比等	原価比等		
電気事業雑収益	接続検討料収益(19)	固定費	全額固定費		原価比
	変更賦課金収益(19)	可変費	全額可変費		原価比
	上記以外(21)	固・可・需	原価比	原価比	
遅収加算料金(21)	固・可・需				
預金利息(21)	固・可・需				
事業税(22)	固・可・需				
電力費振替勘定(22)	固・可・需				

※1：電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成27年経済産業省令第57号）

※2：原価比のほか、基本料金を固定費に、従量料金を可変費に分ける等の例がある。

※3：7部門に整理した販売費のうち、給電費、需要家費以外の費用